

古賀市校務用コンピュータ等調達

プロポーザル（公募型）実施要領

1. 目的

本市小中学校教職員用のパソコン及び周辺機器については、導入から5年以上を経過し老朽化しているため、更新を行い、教職員の業務の効率化を図る。

また、ふくおか電子自治体共同運営協議会が調達するクラウド型校務支援システムを利用予定であり、多くの個人情報を取り扱うシステムであるため、より安価に多要素認証システム等によるセキュリティを強化した環境を構築し、サーバ等をデータセンターに集約し維持することを目的としている。

また、小中学校には、情報技術を管理・運用する部署がないため、総合的なサポートを必要としている。そのため、本事業では、機器納入やネットワーク整備だけでなく、保守など、一括したサービスの提供を可能とし、学校からの窓口を一元化できることを基本方針とする。

更新業務の実施に当たっては、現在の構成を踏まえての移行作業と次期基盤の円滑な運用を考慮しての構築を行う必要があり、専門知識を有するベンダーへの業務委託が必要となる。校務用コンピュータ等の構築について、プロポーザル方式により提案を求め、安価でより優れた提案者を業務請負候補者として選定することを目的とする。

2. 委託業務内容

- (1) 業務名 古賀市校務用コンピュータ等調達
- (2) 業務内容 「古賀市校務用コンピュータ等調達仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 令和7年8月1日から令和12年7月31日まで（60ヵ月）

3. 選定スケジュール

- (1) 公募開始：令和7年1月16日（木）
- (2) 参加表明書の提出期限：令和7年1月24日（金）午後4時まで
- (3) 質問書提出期限：令和7年1月24日（金）午後4時まで
- (4) (3)に対する回答期限：令和7年1月30日（木）午後4時まで
- (5) 提案書等の提出期限：令和7年2月18日（火）午後4時まで
- (6) 提案内容説明会：令和7年2月25日（火）
- (7) 審査結果通知：令和7年2月下旬
- (8) 契約締結：令和7年8月1日（金）

※議会の議決を得た日以降に契約締結とする。

4. 参加資格

本公募に参加しようとする者は、本公募を開始した日の前日を基点として、次に掲げる資格要件のすべてを満たしていなければならない。

なお、提出書類又は参加表明書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、参加事業者としては取り扱わないものとする。

- (1)古賀市一般（指名）入札参加資格等に関する規程（平成9年4月告示第27号）第3条に規定する令和5・6年度一般（指名）競争入札参加資格者名簿（物品・役務）の「電気機械器具」に登録されている者であること。
- (2)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しないこと。
- (3)本市から古賀市指名停止措置要綱（平成18年3月告示第40号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込提出期限以前になされている場合はこの限りでない。
- (5)暴力団排除に関する特約条項第1条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- (6)参加表明者の業務実績等に関する要件
福岡県内に本店、支店又は営業所を有していること。また、障害発生等の連絡に対して、ハード、ソフトのトラブルに迅速に対応できるものであること。本市からの連絡を受けて、現地対応が概ね2時間以内に対応可能な事業者とする。
- (7)本委託業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。
※九州の拠点事業所に在籍している技術者であり、直接雇用されている者であること。

5. 参加表明書類の提出

- (1)以下の書類を1部提出すること。
 - ・参加表明書（様式1）
- (2)提出期限
令和7年1月24日（金）午後4時まで【必着】
- (3)提出方法
持参又は郵送（持参の場合は閉庁時を除く）
- (4)提出場所、郵送先
福岡県古賀市駅東1-1-1
古賀市役所 第2庁舎4階 学校教育課

6. 提案書等提出方法

(1) 提出書類及び提出部数

次の①～⑧の書類全てを提出すること（任意様式の場合、A4判とする。）

	提出書類名	様式	提出部数	
			正本	副本
①	システム概念図	任意	1	5
②	全体スケジュール	任意	1	5
③	提案書（仕様書「5. 提案依頼事項」の項目に沿って作成すること。要件定義書内の内容で補足事項等があれば記載すること。50ページ以内に収めること。）	任意	1	5
④	会社概要（所在地、資本金、年商、組織図、業務資格、業務内容等）	任意	1	5
⑤	類似業務実績書（直近5年以内）	任意	1	5
⑥	業務委託推進体制提案書	任意	1	5
⑦	配置予定担当者の経歴等	様式2	1	5
⑧	見積書（型番等記載のある明細書を添付すること）	任意	1	5

(2) 様式の配布

様式は実施要項・仕様書と併せて参加表明書類提出業者に配布する。

(3) 提出期限

令和7年2月18日（火）午後4時まで【必着】

(4) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は閉庁時を除く。）

(5) 提出場所

福岡県古賀市駅東1-1-1

古賀市役所 第2庁舎4階 学校教育課

7. 提案書等の作成に関する留意事項

(1) 提案書の規格

A4サイズとし、様式については特に定めのないものとする。ただし、A4サイズに収まらない図表等があればA3サイズを用いてもよい（A4サイズに折り込むこと）。両面印刷可とする。

(2) 提案金額の上限

提出する見積書は、次の提案上限金額を超えてはならない。

201,512千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(3) 見積書作成方法

価格は、下記の項目についてそれぞれ金額が分かるように作成すること。詳細についても可能な限り内訳を記載すること。また、ライセンス日は原則①に含めること。

① 機器費用（ハードウェア／ソフトウェア）

- ② 構築費及びデータ移行費
- ③ ハードウェア／ソフトウェアの保守費用
構築期間及び稼働から5年間の保守料を示すこと。更新委託費に含む。
- ④ 運用サポート費
稼働から5年間の運用保守費を示すこと。

8. 質疑応答

- (1) 質疑に係る提出書類
質問書（様式3）
- (2) 提出期限
令和7年1月24日（金）午後4時まで【必着】
- (3) 提出方法
下記アドレスまで電子メールにて提出
- (4) 提出先
古賀市学校教育課学事係
E-Mail : gkyoiku@city.koga.fukuoka.jp
- (5) 回答方法
全ての参加表明書提出済事業者に対し、令和7年1月30日（木）午後4時までに電子メールで回答する。

9. 提案内容説明会について

- (1) 日程
令和7年2月25日（火）午前9時から午後5時までの間で、提案者ごとに設定する
- (2) 開催通知
提案内容説明会の詳細については、令和7年2月18日（火）以降、担当者へ連絡する。
- (3) 説明時間
20分以内の説明後、質疑応答
- (4) その他
 - ・提案は各社1提案とすること。
 - ・提出済でない資料を当日持参する場合、資料は6部（正本1、副本5）用意すること。
 - ・提案書に記載のない新たな説明を行うことはできない。
 - ・市において、ホワイトボード、コンセント、延長コード、プロジェクター（またはモニター）を準備可能なため、必要があれば、提案書の提出と併せて伝えること。これ以外に必要な機器、道具などは、提案者において準備すること。
 - ・参加は各社3名までとすること。

10. 選定方法

- (1) 選定の手続
提出書類、提案内容説明等の内容を総合的に評価し、最も優れた提案者（以下「最優秀者」という。）の選定を行う。

- (2) 審査委員
審査委員については、公表しない。
- (3) 評価方法
評価基準に基づいて、各審査員の評価を配点・集計し、見積金額の点数との合計点が最も高い点数を得た提案者を最優秀者とする。
- (4) 結果通知
選定結果は令和7年2月下旬を目処に書面により個別に提案者へ通知する。
- (5) 特記事項（保守の評価について）
本件は、校務用コンピュータ等調達の請負事業者選定であるが、別紙「古賀市校務用コンピュータ等調達仕様書」のとおり、運用開始から5年間の保守運用に関する提案とその見積提出を求めている。保守契約については、構築事業者と別途、随意契約を締結する予定であり、本委託業務と直接的に関連する事項のため、本審査の評価に含めることとする。
選定終了後、リース入札を実施する予定である。

1 1. 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。ただし、学校教育課長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 本実施要領で定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 本実施要領で定めた様式及び記入要領に示す条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に記載すべき事項が記載されていない場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 審査結果に影響を与えるような不正行為を行った場合
- (6) その他本実施要領に違反すると認められた場合

1 2. 契約

- (1) 市と最優秀者は、契約内容等について協議を行い、契約を締結する。
- (2) 契約内容等に関する協議が成立しないとき又は契約の締結までに最優秀者が失格となった場合、市は審査結果の次点の者と順次協議を行うことができるものとする。
- (3) 提案時から機器の型番が変わることについて、原則認めない。ただし、半導体不足による納期遅延等の不可抗力の事由が原因で、学校教育課長が認める場合はこの限りでない。
- (4) 令和6年度中の前払金請求は受け付けない。

1 3. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する費用は全て提案者の負担とする。
- (2) 原則として提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査目的外の使用はしない。
- (4) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査目的の範囲で複製することがある。
- (5) 本件に係る情報公開請求があった場合には、古賀市情報公開条例（平成11年条例第5号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (6) 手続において使用する言語および通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

(7) 審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

1 4. 事務局連絡先

古賀市教育委員会学校教育課学事係

TEL: 0 9 2 - 9 4 2 - 1 1 3 0 (直通)

E-Mail : gkyoiku@city.koga.fukuoka.jp